

令和 年 月 日

保護者様

伊丹市教育委員会事務局  
伊丹市 学校長

### タブレット端末等使用条件についてのお知らせ

平素は本市の教育行政に係る施策や各学校における教育活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和2年度からICTを効果的に活用した教育を推進するために、1人1台のタブレットを貸与し学校の授業等で活用をしています。今回、タブレットを導入してから5年が経過したことから、タブレット端末を更新することといたしましたので、現在貸与しているタブレットを回収し、改めてタブレット端末等の貸与を行います。

つきましては、一部使用条件を変更いたしますのでご確認いただくとともに、適正な使用及び管理に努めてくださいますようお願いいたします。

#### タブレット端末等使用条件（令和8年1月改定）

##### 1 タブレット端末の使用については、次のことを遵守してください。

- (1) 学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと。
- (2) 設定等を変更しないこと。
- (3) 個人情報等重要データを保存しないこと。
- (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと。
- (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと。
- (6) セキュリティの維持に努めること。
- (7) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
- (8) 他者に使用させ、又は転貸しないこと。
- (9) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
- (10) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと。
- (11) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと。

##### 2 インターネットへのアクセスについて、セキュリティ対策としてクラウド上にインターネットアクセス履歴が残るように設定されていますので、ご理解ください。

##### 3 万が一タブレット端末に不具合が生じた場合、タブレット端末を初期化させ再設定を行うことがあります。その際、タブレット端末上のデータが消えてしまうことがございますので、ご了承ください。

##### 4 管理者（伊丹市教育委員会）において、ウイルス感染対策や不正アクセス対策等のために、インターネットへのURLアクセスログを取得できるように設定し、URLアクセスログを定期的に確認することや、不適切な使い方をしていないか確認する場合がございますので、ご理解ください。

- 5 タブレット端末、タブレット端末カバー（キーボードも含む）、画面フィルム、充電ケーブル及び電源アダプター（充電器）の利用及び管理に関して別途、市教委及び学校から通知があった場合は、その内容に従い使用するようお願いいたします。
- 6 定められた使用条件（「タブレット端末等使用条件についてのお知らせ」）を守れなかった場合、タブレット端末、タブレット端末カバー（キーボードも含む）、画面フィルム、充電ケーブル及び電源アダプター（充電器）を返却していただくことがありますので、ご了承ください。
- 7 タブレット端末、タブレット端末カバー（キーボードも含む）、画面フィルム、充電ケーブル及び電源アダプター（充電器）の貸与料は無料です。また、家庭でインターネット等の通信料及び端末を充電するための電気料金は、保護者負担となりますので、ご理解ください。
- 8 貸与期間は、伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部に在学する期間です。
- 9 貸与品の返却について
- (1) 伊丹市立以外の学校へ転出又は進学、もしくは伊丹市立の学校を卒業する場合  
速やかに貸与品を学校（校長）へ返却してください。
- (2) 伊丹市立の学校へ転出又は伊丹市立の中学校へ進学する場合  
速やかに貸与品を学校（校長）へ返却し、あらためて転出先又は進学先の学校（校長）へ申請書を提出してください。
- 10 破損や紛失について
- (1) タブレット端末、タブレット端末カバー（キーボードも含む）、画面フィルム、充電ケーブル及び電源アダプター（充電器）を破損又は紛失等した際は、直ちにお子様が通われている学校へ連絡してください。
- (2) 学校管理下外において、タブレット端末、タブレット端末カバー（キーボードも含む）を紛失、あるいは破損等した際は、市が定める金額（後述）を伊丹市へお支払いいただくか、市指定の修理をしていただくこととなります。また、学校管理下であっても同様の取扱いとすることがあります。タブレット端末に係る保険等への加入（任意）は各ご家庭で保険適用の条件を確認したうえでご判断ください。
- (3) タブレット端末を紛失等した場合、遠隔管理システムを使って、タブレット端末の位置情報を取得する場合があります。
- (4) 住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。

## 11 破損等における市が定める金額

(1) タブレット端末、タブレット端末カバー（キーボードを含む）の紛失及び破損等における損害賠償請求について

### 【タブレット端末】

破損等・紛失発生期間	破損等	紛失
令和8年1月1日～令和8年3月31日	16,000円	42,000円
令和8年4月1日～令和9年3月31日	16,000円	37,000円
令和9年4月1日～令和10年3月31日	16,000円	18,000円
令和10年4月1日～令和11年3月31日	9,000円	9,000円
令和11年4月1日～令和12年3月31日	4,000円	4,000円
令和12年4月1日～	3,000円	3,000円

■破損等：「上記金額を市に支払う」か「伊丹市が修理を手配し、保護者が修理会社へ請求書金額を直接支払う」の選択をお願いいたします。

■紛失：上記金額のお支払をお願いいたします。

### 【タブレット端末カバー（キーボードを含む）】

破損等・紛失発生期間	破損等	紛失
令和8年1月1日～令和8年3月31日	7,000円	7,000円
令和8年4月1日～令和9年3月31日	6,000円	6,000円
令和9年4月1日～令和10年3月31日	3,000円	3,000円
令和10年4月1日～令和11年3月31日	1,000円	1,000円
令和11年4月1日～	0円	0円

■破損等：「上記金額を市に支払う」か「保護者が自己負担修理をする（修理店自由）」の選択をお願いいたします。（その際は、修理を確認できる書類【請求書等】の写しを提出していただきます。）

■紛失：上記金額のお支払をお願いいたします。

## 12 その他

- (1) 充電ケーブル・電源アダプター（充電器）に関しては、令和8年（2025年）1月より任意の貸与品（希望制）としておりますので、希望される場合は、「タブレット端末等貸与申請書 兼 同意書」の「充電ケーブル／電源アダプター（充電器）」欄にチェックを入れて申請ください。
- (2) 画面フィルム、充電ケーブル及び電源アダプター（充電器）の破損、紛失時には同等性能品をご家庭でご準備くださいますようお願いいたします。